



文部科学省

**第34回
全日本自閉症支援者協会研究大会
(滋賀WEB大会)**

**特別支援教育施策について
～切れ目ない支援の充実に向けて～**

**文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課
特別支援教育調査官 加藤 典子**

本日の内容

- 1 新しい時代の特別支援教育の在り方
- 2 特別支援教育関連予算

1 新しい時代の特別支援教育の在り方

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H21→R1)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増。
- 特に特別支援学級(2.1倍)、通級による指導(2.5倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数

(平成21年度)		(令和元年度)
1,074万人	0.9倍	973万人

特別支援教育を受ける児童生徒数

25.1万人	1.9倍	48.6万人
<u>2.3%</u>		<u>5.0%</u>

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.2万人	1.2倍	7.5万人
<u>0.6%</u>		<u>0.8%</u>

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

13.5万人	2.1倍	27.8万人
<u>1.3%</u>		<u>2.9%</u>

通常の学級 (通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

5.4万人	2.5倍	13.3万人
<u>0.5%</u>		<u>1.4%</u>

※平成21年度は公立のみ

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

(令和元年9月6日設置)



文部科学省

趣旨

- 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途
- こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます向上

医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、**特別支援教育の現状と課題を整理**し、一人一人のニーズに対応した**新しい時代の特別支援教育の在り方**や、その**充実のための方策等について検討**を行うため、有識者会議を設置

(検討事項の具体例)

新しい時代の特別支援教育の方向性・ビジョン

障害のある子供たちへの指導の充実

教員の専門性の整理と養成の在り方

特別支援教育の枠組み

幼稚園・高等学校段階における学びの場等

【主な検討事項】

- (1) 特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

【委員】

朝日 滋也	全国特別支援学校長会長、東京都立大塚ろう学校統括校長 (～令和2年6月18日)	滝口 圭子	金沢大学学校教育系教授
阿部 一彦	日本障害フォーラム代表	竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
石橋 恵二	学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、 武蔵野東小学校中学校統括校長	田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	成澤 俊輔	NPO法人カシオペア理事、株式会社YOUTURN取締役
市川 裕二	東京都立あきる野学園校長 (令和2年4月1日～)	野口 晃菜	株式会社LITALICO執行役員・LITALICO研究所長
一木 薫	福岡教育大学教授	東内 桂子	広島県立呉南特別支援学校校長 (令和2年6月19日～)
大出 浩司	学校法人大出学園理事長・若葉高等学園校長	日詰 正文	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長
○岡田 哲也	二松學舎大学教授	廣瀬 尚子	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長 (～令和2年3月31日)
片岡 聡一	岡山県総社市長	佛坂 美菜子	パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー
金森 克浩	日本福祉大学スポーツ科学部教授	松倉 雪美	富山県立ふるさと支援学校長
川高 寿賀子	京都府立宇治支援学校長 (～令和2年3月31日)	真砂 靖	弁護士
菊池 桃子	女優、戸板女子短期大学客員教授 (～令和2年5月31日)	◎宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
北村 宏美	香川県教育委員会事務局 特別支援教育課長 (令和2年4月1日～)	山口 正樹	神奈川県立上溝高等学校長
木村 浩紀	北海道札幌視覚支援学校長	山中 ともえ	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長、 東京都調布市立飛田給小学校長
熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター准教授	吉藤 健太郎	株式会社オリイ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター (◎：主査、○：主査代理) (令和2年6/30現在計26名、五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

梅澤 敦	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事
西牧 謙吾	国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長
河村 のり子	厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 (令和2年8/31現在計3名、五十音順、敬称略)

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
 - ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
 - ① **障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備**
 - ② **障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備**
- を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
- ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
 - ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現
- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

3. 特別支援学校の教師

- ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・教師のICT活用スキルの向上

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）

4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
 - ① **障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備**
 - ② **障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備**を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
 - ・ **障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充**
 - ・ **障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現**
- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

Ⅱ. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・ 乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・ 就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・ 就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・ 特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・ 自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・ 通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・ 学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
- ・ ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・ 副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・ 集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・ 特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・ 通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・ 個別の教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・ 特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

「障害のある子供の教育支援の手引」 (概要)

ポイント

- ・ 障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・ 学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・ 市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・ 障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①）

- ・ 就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②）

- ・ 下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
 - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
 - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
- ・ 障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③）

- ・ 教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

- ・ 障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。
- ・ 障害種別※に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別の教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがよりの確に行われるよう、関連資料として、「**個別の教育支援計画**」の参考様式を提示。

詳細はこちら（文部科学省HP） 

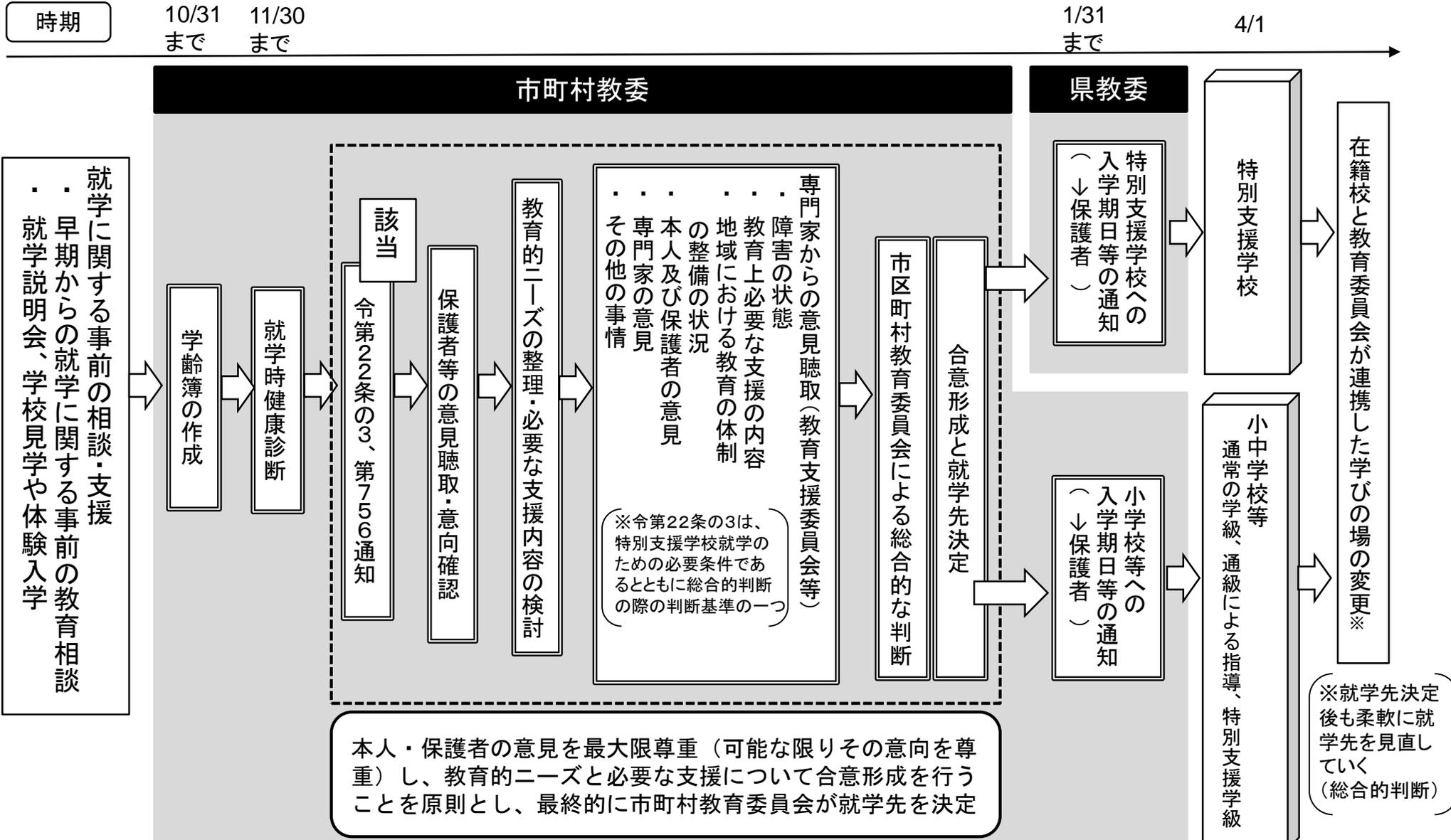


障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の 教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

【改訂の基本方針】

- 1 一貫した教育支援の充実
- 2 教育的ニーズの重視
- 3 就学先決定等のプロセスに基づく教育支援の
質の向上
- 4 就学先となる学校や学びの場における
教育機能等の具体化
- 5 情報の引継ぎ等を重視した対応

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）



情報の引継ぎ／個別の教育支援計画の作成・活用

Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・ 全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・ 特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・ 小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・ OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・ 小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・ 特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

3. 特別支援学校の教師

- ・ 重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・ 特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・ 指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・ オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・ 文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・ 教師のICT活用スキルの向上

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・ 学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・ 特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）

4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・ セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・ 地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・ 就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・ 教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・ 医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・ 中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・ 「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

障害のある子供の教育支援の手引

～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～
＜参考資料(「障害のある子供の教育支援の手引」関係)内＞

個別の教育支援計画の参考様式について

本資料の見方(解説)

2. 本資料の一般的な使い方

- 本資料は、小中高等学校等、特別支援学校いずれにおいても活用することが可能です。
- プロフィールシートは、基本的に時点更新しながら用い、一部、情報を追加等しながら使うような想定で例示しています。
- 支援シートについては、毎年度作成し、過去の年度の支援シートは継時的に保存していくような想定で例示しています。
- 支援シート「Ⅱ. 支援の方向性」「②合理的配慮を含む支援の内容」の項目の記載においては、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年中央教育審議会初等中等教育分科会)に記載されている観点を参考に記入することが考えられます。
- 進学、進級等の際は、プロフィールシートと、支援シート(継時的に累積したものすべて)を一体として引き継ぎます。
- 就職・就労等に向けた取り組みとして、支援シートの「4. 引継ぎ事項」が教育機関以外で作成される支援計画の内容に反映されるよう、留意します。
- 引継ぎに関する項目においては、関係機関による様子を記載する場合、関係機関からその情報を得て、学校関係者が記入します。(関係機関の関係者に、この帳票に直接記入してもらう必要はありません。)

個別の教育支援計画の参考様式

【プロフィールシート】

1. 本人に関する情報					
①氏名	フリガナ		②性別		③生年月日
④園・学校名			⑤学年・組		
⑥学校長名					
⑦学びの場	<input type="checkbox"/> 通常の学級				
	<input type="checkbox"/> 通級による指導（自校・他校・巡回） 障害種別：				
	<input type="checkbox"/> 特別支援学級 障害種別：				
	<input type="checkbox"/> 特別支援学校 障害種別：				
⑧障害の状態等	主障害		他の障害		
	診断名				
	手帳の取得状況		手帳（年 月交付）	等級	
			手帳（年 月交付）	等級	
⑨教育歴 (在籍年月日)	幼稚園等	園名：		(〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)	
	小学校段階	学校名：		(〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)	
		学校名：		(〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)	
	中学校段階	学校名：		(〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)	
		学校名：		(〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)	
	高等学校段階	学校名：		(〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)	
学校名：		(〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)			
⑩検査	検査名		検査名		備考
	実施機関		実施機関		
	実施日		実施日		
	結果		結果		
	資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

2. 家庭に関する情報			
①住所	〒		②保護者
③連絡先	☎	()	☒ ()
	☎	()	☒ ()
④備考			
3. 関係機関に関する情報			
①支援を受けた日（期間）	②機関名	③担当者名	④主な支援・助言内容等
4. 備考			

個別の教育支援計画の参考様式

【支援シート（本年度の具体的な支援内容等）】

1. 本人に関する情報

①氏名

(フリガナ)

②学年・組

③担当者

担任	通級指導教室担当	特別支援教育 コーディネーター		
〇〇〇〇	●●●●	□□□□		

※ 本計画の作成 (Plan) ・実施 (Do) ・評価 (Check) ・改善 (Action) にかかわる全ての者を記入すること。

④願い

本人の願い	
保護者の願い	

⑤主な実態

学校・家庭 でのようす	得意なこと 好きなこと	
	苦手なこと	

※「苦手なこと」の欄には、学校生活、家庭生活で、特に支障をきたしている状況を記入すること。

2. 支援の方向性

① 支援の目標

② 合理的配慮を含む支援の内容

※ (上段：青枠) 必要な合理的配慮の観点等を記入、選択すること。

(下段：白枠) 上段の観点等に沿って合理的配慮を含む支援の内容を個別具体的に記入すること。

③ 支援の目標に 対する関係機 関等との連携	関係機関名	支援の内容

3. 評価

① 支援の目標の
評価

② 合理的配慮を
含む支援の内容
の

※年度途中で評価する場合も有り得るので、その都度、評価の年月日と結果を記入すること。

4. 引継ぎ事項（進級、進学、転校）

① 本人の願い

② 保護者の願い

③ 支援の目標

④ 合理的配慮を含む支援の
内容

⑤ 支援の目標に対する関係機
関等との連携

5. 備考（特に配慮すべき点など）

6. 確認欄

このシートの情報を支援関係者と共有することに同意します。

年 月 日

保護者氏名

このシートの情報を進学先等に引き継ぐことに同意します。

年 月 日

保護者氏名

2 特別支援教育関連予算

障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置

2,754百万円 (2,068百万円) (拡充)
2,400人分 ⇒ 3,000人分 (+600人)

医療的ケア看護職員の配置 (校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む) を支援

◆学校における医療的ケア実施体制充実事業

42百万円 (42百万円)

①小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究
地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施

②医療的ケア看護職員等に対する効果的な研修方法の開発

医療的ケア看護職員等の研修機会を確保し、専門性の向上を図るため、効果的な研修方法の在り方等について調査研究を実施

ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

142百万円 (71百万円) (拡充)

①文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究 (新規)

文部科学省著作教科書 (特別支援学校用) のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施

②ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導において、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究を実施

③ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発

職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施

④高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

高等学校段階における病気療養中等の生徒に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施

◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

260百万円 (240百万円) (拡充)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

◆低所得世帯へのオンライン学習通信費支援 (特別支援教育就学奨励費の内数)

1,194百万円 (653百万円) (拡充)
(上限を12千円/年→15千円/年へ引き上げ)

低所得世帯 (I区分: 収入額が生活保護基準の1.5倍未満の世帯) へ家庭でのオンライン学習に係る通信費を支援

特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

◆発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等

59百万円 (70百万円)

指導経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究等を実施

◆切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置

284百万円 (284百万円)

自治体等の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業等

25百万円 (16百万円) (拡充)

特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築の推進等

その他、政策課題に対する調査研究や、学習指導要領の趣旨徹底の取組等を実施

障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業 (ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実)

令和4年度要求・要望額 142百万円
(前年度予算額 71百万円)



背景

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

※事業開始年度：令和3年度

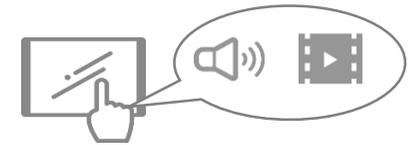
事業内容

1. 文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究

90百万円(新規)

○文部科学省著作教科書(特別支援学校用)のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施する。

- 委託先:教育委員会、大学、民間団体
- 委託期間:2年間(1年目)
- 件数・単価:15箇所×6百万円



2. ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究

25百万円

○障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導において、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究する。

- 委託先:教育委員会、大学
- 委託期間:2年間(2年目)
- 件数・単価:8箇所×3.1百万円



3. ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発

6百万円

○職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

- 委託先:都道府県教育委員会
- 委託期間:2年間(2年目)
- 件数・単価:2箇所×3百万円



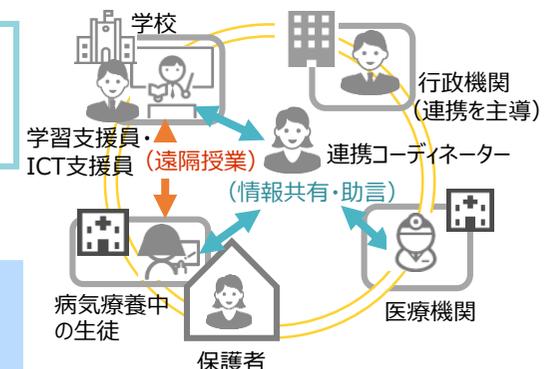
4. 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

18百万円

○高等学校段階における病気療養中等の生徒(※)に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施する。

- 委託先:教育委員会
- 委託期間:2年間(2年目)
- 件数・単価:5箇所×3.6百万円

※ 長期入院又は入退院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療継続のため通学が困難で自宅療養をせざるを得ない生徒等



アウトプット(活動目標)

ICTを活用した指導・支援の手法・知見の獲得

アウトカム(成果目標)

- モデル事例の周知による他自治体の取組促進
- ICT活用の充実(デジタル教科書等の普及、ICT関係の就職増、病気療養中の生徒に対する遠隔教育の実施増)

インパクト(国民・社会への影響)

全ての児童生徒の学びが保障され、障害の有無に関係なくその能力を発揮できる共生社会の実現

障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業 (発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業)

令和4年度要求・要望額 0.4億円
(前年度予算額 0.5億円)

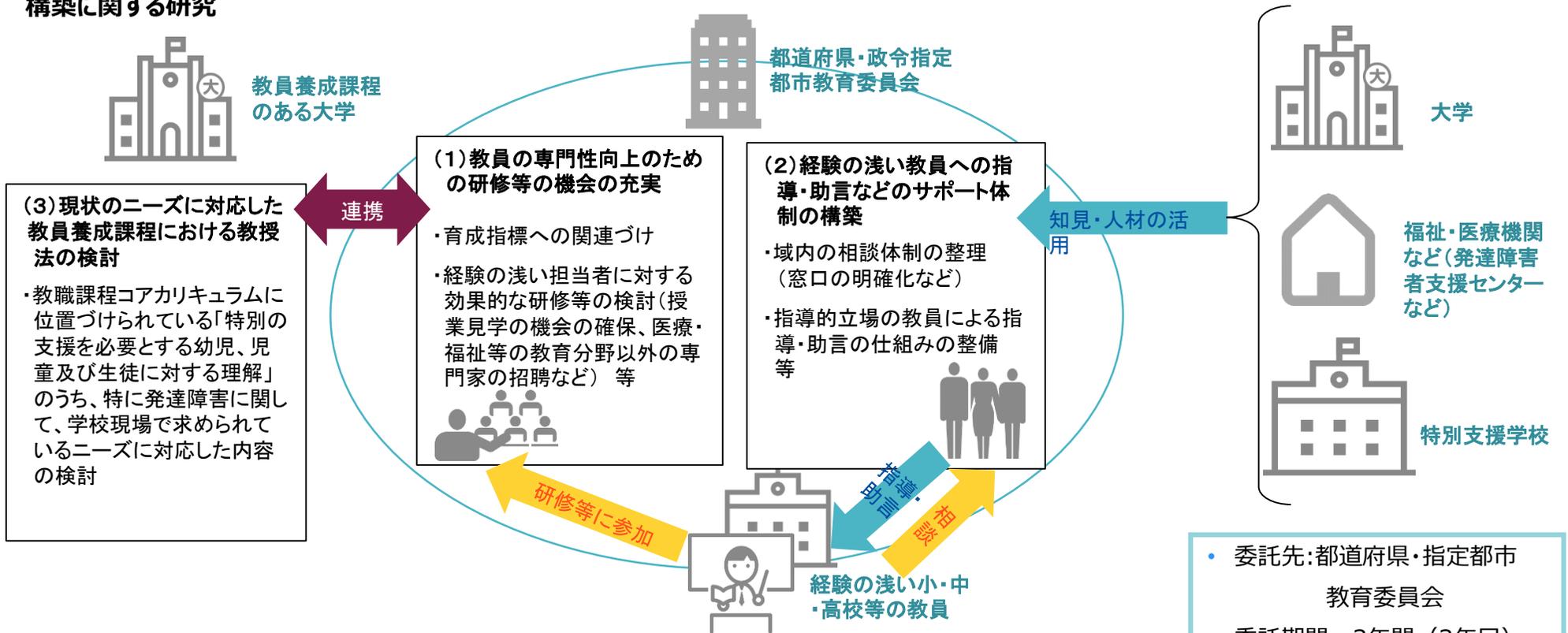


背景 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導については教員の専門性の向上が喫緊の課題となっている。学校組織の中で経験豊富な教員から若手教員へ知識等を伝達していく環境、及び、市町村教育委員会における知見が、必ずしも十分ではないことも踏まえると、特に、指導経験が浅く、十分な知識や技術のない教員に対する支援体制の構築が必要となっている。

経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業

39百万円

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導経験の浅い教員（通常の学級や通級による指導等の担当）の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究



アウトプット (活動目標)
指導経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制の構築

アウトカム (成果目標)
・好事例の周知による他自治体の取組促進
・充実した支援体制の整備、継続的に取り組める体制の構築

インパクト (国民・社会への影響)
発達障害の可能性のある児童生徒等に対する学びが保障され、自己の能力を最大限発揮できる共生社会の実現

- ・ 委託先: 都道府県・指定都市教育委員会
- ・ 委託期間: 3年間 (3年目)
- ・ 件数・単価: 7箇所×560万円

背景・課題

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行を踏まえ、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行うことにより、特別支援教育の推進を図る。

○ 医療的ケア看護職員配置事業

- 学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による看護師の配置を支援

(2,754百万円 (2,068百万円))

2,400人分 ⇒ 3,000人分【拡充】

※登下校時の送迎車両に同乗する看護師の配置に係る経費を計上。

【参考】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布、令和3年9月18日施行）

第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充を図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがない場合でも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他必要な措置を講ずるものとする。

補助対象等

- ・都道府県・市区町村・学校法人
(幼稚園・小中高校・特別支援学校)
- ・補助割合 国：1/3 補助事業者：2/3

○ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援 ※交付初年度から3年限り

1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備

2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進

(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

○ 外部専門家配置事業

- 個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置を支援 3 4 8

【参考】特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部・高等部学習指導要領

第7章 自立活動 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めらるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

アウトプット（活動目標）

自治体等が実施する①地域の小・中学校等での特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備②医療的ケア看護職員の配置や外部専門家の配置について支援

アウトカム（成果目標）

学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展

(指標) 学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合

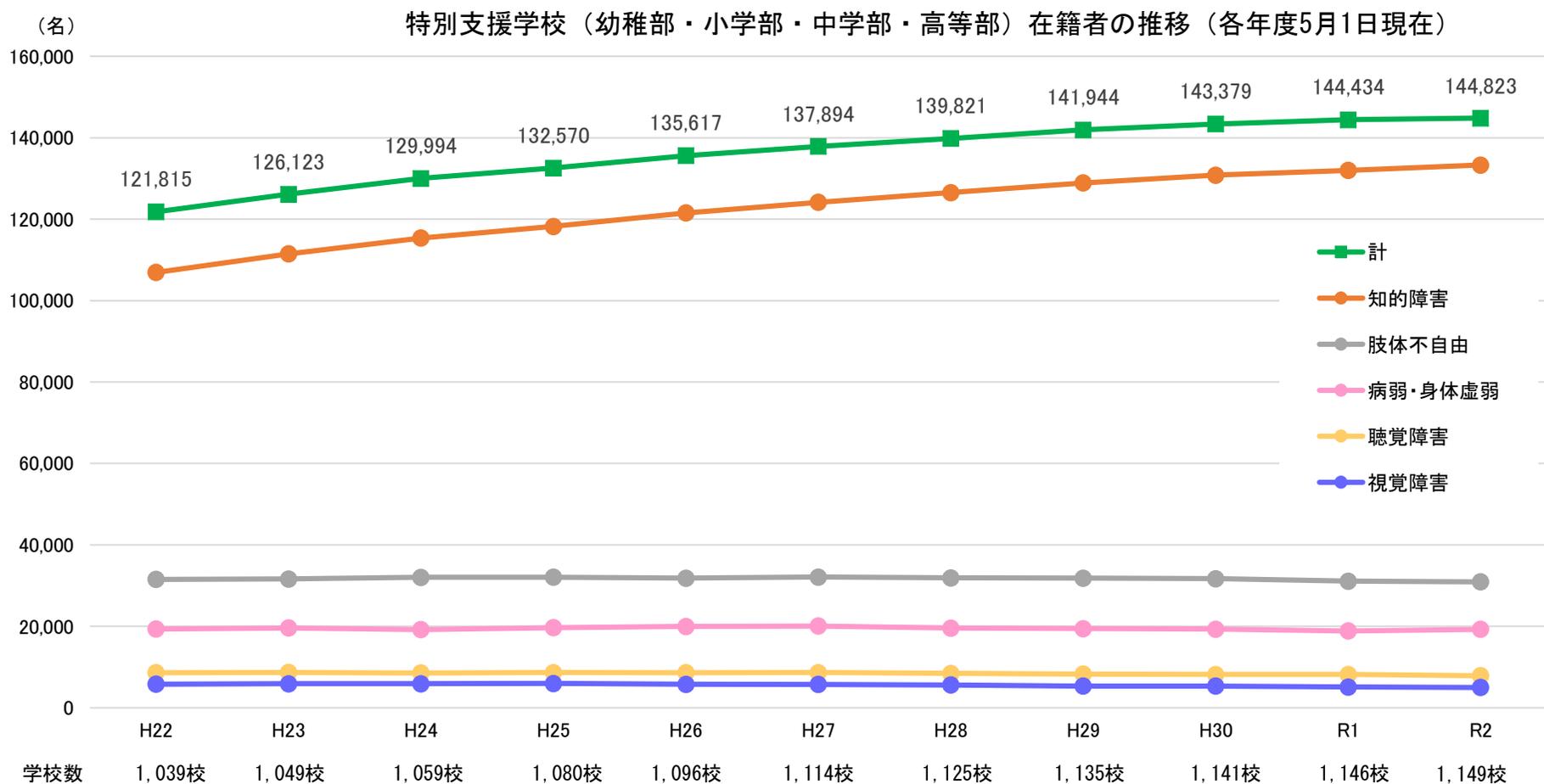
(令和3年度：-% (今年度調査予定))

インパクト（国民・社会への影響）

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮できる共生社会の実現

参 考 资 料

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



【令和2年度の状況】

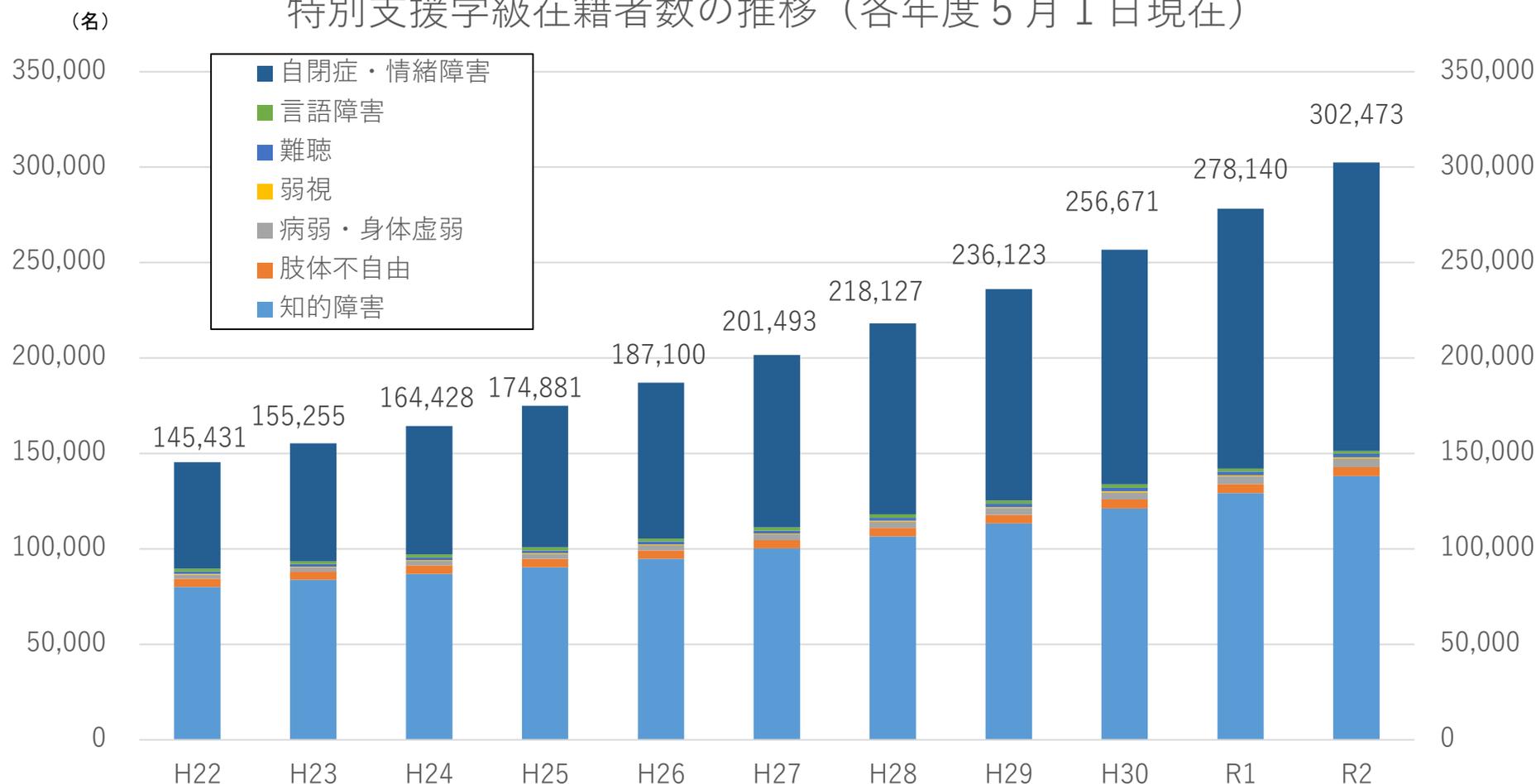
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	86	119	790	352	158	1,505
在籍者数	4,978	7,850	133,308	30,905	19,240	196,281
学級数	2,117	2,789	31,799	12,284	7,653	56,642

（出典）学校基本統計

※表の学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、グラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学校数

特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）



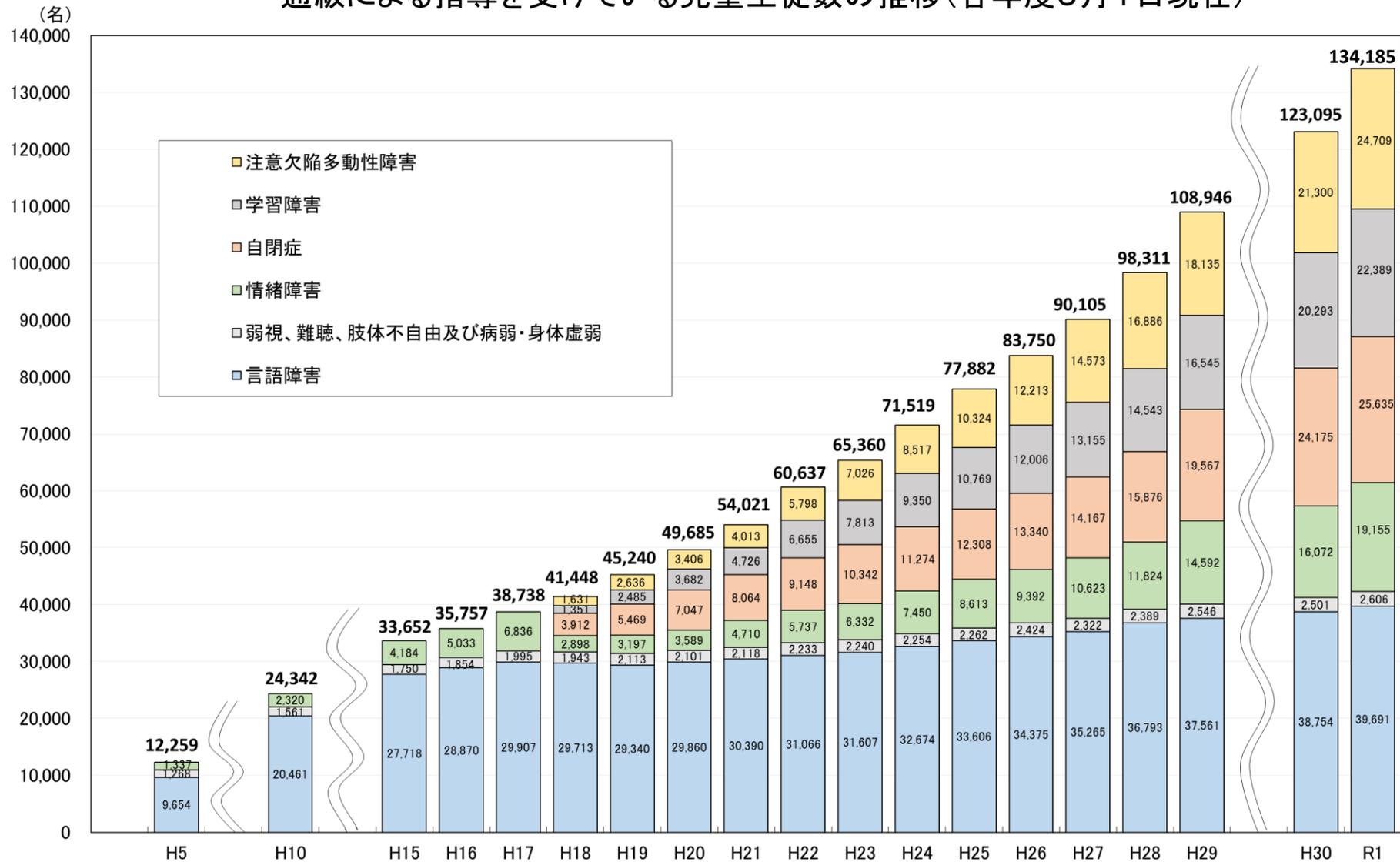
【令和2年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	29,162	3,150	2,518	537	1,294	707	29,287	66,655
在籍者数	138,232	4,685	4,312	643	1,965	1,495	151,141	302,473

(出典)学校基本統計

通級による指導を受けている児童生徒数の推移

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」

【経緯】

「通級による指導」※を受ける児童生徒数は年々増加している状況であり、児童生徒数の増加に対応した教師の質の担保が喫緊の課題となっています。

※学校教育法施行規則第140条に基づく、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態。（小・中学校はH5年度、高校はH30年度から制度化）

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」（H31.2～R2.3）における検討を踏まえ、**初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイド**を目指し、標記のガイドを作成しました。

文部科学省のHPで公開しています。📄 <https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>



- 第1章 通級指導を担当するに当たって
- 第2章 通級指導の1年間の流れ
- 第3章 実践例
- 第4章 知っておきたい基本事項・用語



※ガイドは文科省HPで公開

【作成のポイント】

- 専門用語を避け、平易で簡潔な説明とする。
- イラスト、図を活用。既存の参考資料等をQRコードで紹介。
- 16の実践例を紹介。
- 動画資料（2例）を作成。→



（保護者面談の様子）



（子供の指導の様子）

※ガイドでは、読みやすさの観点から、「通級による指導」を「通級指導」と表記している。

子供の学び応援サイト

～学習支援コンテンツポータルサイト～

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

自治体や民間が作成している、家庭学習の参考としていただけるコンテンツを紹介しています。

登録番号	544
コンテンツ名	ソーシャルスキルの話～コミュニケーション編～
ダウンロードファイル	544.zip (4013)
動作環境	PowerPoint 2013以降
ファイルサイズ	13.6MB
障害種別	共通
概要	コミュニケーションについてのソーシャルスキルを謝る時、挨拶をする時等、練習していく。



**御清聴いただき
ありがとうございました**

